

別紙4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

検査結果報告

第1	検査結果報告書の作成	1
第2	検査結果報告書の提出	1
第3	報告誤りの修正	1
第4	報告書の取りまとめ等	1
第5	検査結果の公表	1
第6	検査結果等の確認	2

別表（報告様式、期日等）	3～4
--------------	-----

別記様式第1号 国内農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	5
-------------------------------	---

別記様式第1－2号

水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書	6
----------------------------------	---

別記様式第2号 国内産米穀の等級理由別検査結果報告書	7
----------------------------	---

別記様式第3号 国内産麦類の等級理由別検査結果報告書	8
----------------------------	---

別記様式第4号 国内産大豆の等級理由別検査結果報告書	9
----------------------------	---

別記様式第5号 国内産そば等の品位等検査に係る検査結果報告書	10
--------------------------------	----

別記様式第6号 外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	11
--------------------------------	----

別記様式第7号 成分検査結果報告書	12
-------------------	----

別記様式第8号 国内産農産物の検査結果報告書の修正について	13
-------------------------------	----

別記様式第9号 検査結果誤報告	14
-----------------	----



茨城県

検査結果報告

地域登録検査機関

- 登録検査機関は、自らが実施した検査結果について、農産物検査法第20条第3項及び規則第20条の規定に基づき報告
- 報告書の内容(データ)は電子記録媒体を利用することが可能、電子記録媒体による報告を行う場合、農林水産大臣宛の報告書を併せて提出
- 電子メールなどを利用して提出する場合は、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農林水産省令第21号)第3条第3項の電子署名等を必ずしも求めない。

報告期日(例:国内産農産物の品位等検査に係るもの)

報告期間ごとにとりまとめ、翌月10日までに報告

(農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が定める期日を定める件
(平成13年3月22日農林水産省告示第445号))

茨城県

10日間(別表参照)

- 1 検査結果の取りまとめ報告
 - ・茨城県知事は、管内の結果を取りまとめ、電子メールなどにより地方農政局へ報告
- 2 地方農政局への報告は、毎回報告とし当該報告期間に検査実績がない場合、直前の累積データを送信

地方農政局 (地方参事官)

14日間(別表参照)

- 1 検査結果の取りまとめ報告
 - ・地方参事官は、管内の結果を取りまとめ、電子メールなどにより地方農政局へ報告
 - ・地方農政局は、所在する府県の検査結果の取りまとめ及び管内の結果を取りまとめ本省へ報告
- 2 本省への報告は、毎回報告とし当該報告期間に検査実績がない場合、直前の累積データを送信

農林水産政策統括官 (取りまとめ及び照合)

公表

原則 別表に定める地方
農政局長の報告期日
の属する月の末日

農林水産省ホームページ

【公表内容】

- 1 国内産米穀の検査結果
- 2 国内産麦類の検査結果
- 3 国内産大豆の検査結果

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第 20 条第 3 項及び規則第 20 条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号。以下「報告規程」という。）に定める様式に従い、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。（別記様式第 1～7 号）

また、インターネット回線（電子メールなど）を利用して提出する場合には、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年農林水産省令第 21 号）第 3 条第 3 項の規定は、適用しない。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第 3 報告誤りの修正

地域登録検査機関は、第 2 により提出した内容に誤りがあった場合、判明した時点で速やかに知事あてに修正報告を提出する。（別記様式第 8 号，9 号）

また、あわせて第 2 により提出した報告書を正しく修正した報告書を提出する。

第 4 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

第 5 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林

水産省政策統括官が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 知事が公表の必要があると認める検査結果

第6 検査結果等の確認

地域登録検査機関は、県から要請があった場合、検査結果及び報告内容の確認等県が必要と判断したことについて調査協力することとする。

別 表 (別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル)

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	農産物検査機関から県への報告期日	県から関東農政局への報告期日
品位等検査	米穀(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産(生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。)の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月10日	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の10日	翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
			当年産の4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月10日	翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月10日	翌年11月20日
			4月1日から8月31日までの間		様式第1号及び様式第3号	9月10日
9月1日から10月31日までの間	11月10日	11月20日				
11月1日から翌年1月31日までの間	翌年2月10日	翌年2月20日				
翌年2月1日から翌年3月31日までの間	翌年4月10日	翌年4月20日				

別 表 (別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル)

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	農産物検査機関から県への報告期日	県から関東農政局への報告期日
	大豆(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果。	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月10日	翌年1月20日
			翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の10日	翌月20日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月10日	翌年1月10日
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月10日	翌年3月20日
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年5月31日	翌年7月20日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年4月30日	翌年5月20日

別記様式第1号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

茨城県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類: _____

生産年度: _____

単位:kg

検査区分	銘 柄	荷造り 及び 包 装	量目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考
(第 条検査) 計				0	0	0	0	0	0	0	
合 計				0	0	0	0	0	0	0	

備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下(法)という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、
法第6条第1項の品位等検査(政府に売り渡す麦の品位等検査)、法第6条第2項の品位等検査(政府に売り渡す麦以外の麦の品位等検査)、
法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物の品位等検査)の別を記載すること。
なお、検査区分ごとに合計を設けること。

3 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第2号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

茨城県知事殿

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：

生産年度：

単位：kg

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1等										
2等										
3等										
等外										
規格外										
合計										

備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第3号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

茨城県知事殿

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： _____

生産年度： _____

単位：kg

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等									
規格外 (等外上)									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第4号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

茨城県知事殿

年 月 日

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

単位：kg

等級	検査数量	形質	水分 過多	被害粒										未熟 粒	異種 穀粒	異物
				計	病害粒	虫害粒	変質粒	破碎 粒	皮切 れ粒	はく 皮粒	汚損 粒	しわ 粒	その 他			
2等				0												
3等				0												
規格外				0												
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第5号

国内産そば等の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

茨城県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類: _____

生産年度: _____

単位:kg

銘 柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	規格外	備 考
合 計			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 そばの数量の単位は、0.5キログラムとすること。

別記様式第6号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

茨城県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類:

単位:トン

銘 柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考
合 計			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約(SBS契約)及び民間貿易の別並びに農産物の種類(米穀、小麦、大麦、裸麦及びその他農産物の別)を記載すること。

2 数量の単位は、トンとすること。

別記様式第8号

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

国内産農産物の検査結果報告書の修正について

このことについて、下記のとおり修正報告致します。

1. 発生時期
2. 発生理由
3. 変更数量（種類、等級、包装別）

別紙検査結果誤報告のとおり

4. 今後の対応（防止策）

